



殺菌山羊乳の乳質基準改正に関する要望書

平成 21 年 4 月 8 日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

全国山羊ネットワーク

代表世話人 今井 明夫

新潟県三条市榎山 229-11

事務局 鹿児島市東郡元町 8-17-401

中西 良孝 気付



平素から舩添厚生労働大臣にあつては、安全安心な食品行政の推進にお取り組みいただき敬意を表します。

殺菌山羊乳の乳質基準改正について、以下のとおり要望しますので、格別の御理解と特段の御尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 要望内容

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年 12 月 27 日厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）に定める殺菌山羊乳の乳脂肪分（3.6%以上）および無脂固形分（8.0%以上）を現状の実態に即した基準に変更していただきますよう要望します。

また、現時点において基準値の引き下げが困難な場合は、別途、乳脂肪分 3.6%以下および無脂固形分 8.0%以下のカテゴリーを新設していただくように要望します。

2 要望理由

乳等省令制定時における「殺菌山羊乳」の乳脂肪分基準の設定根拠が定かでなく、牛乳では乳脂肪分基準が 3.6%から 3.0%に緩和されましたが、山羊乳の基準見直しはなされていません。

近年、消費者が山羊乳の持つ栄養的特性（①脂肪球が小さくホモジナイズしなくても消化吸収がよい、②牛乳アレルギー成分がないなど）に注目し、山羊乳が見直され、その供給を求められています。

しかしながら、山羊乳生産者が「山羊乳」として販売する場合に「乳等省令」に定める「殺菌山羊乳」の乳脂肪分基準（3.6%以上）および無脂固形分（8.0%以上）が障壁となり、「殺菌山羊乳」と表示して販売することができない状況にあります。

このことから、実際には混じりけのない山羊乳であっても「殺菌山羊乳」と表示できないがために消費者や流通業者等の誤解を招いたり、「殺菌山羊乳」以外の製品と明確に区分して販売できない状況にあります。

乳等省令の基準が見直されることで、適正な表示に基づく流通体制が構築され、山羊乳生産者と消費者との望ましい関係を築くことができます。さらには、山羊飼養農家の育成や牛乳アレルギーを持つ消費者の健康増進にも寄与するものと期待

されます。

3 全国山羊ネットワークについて

私たち全国山羊ネットワークは、平成 10 年に全国の山羊関係者により組織し、これまで山羊の普及啓発に関してさまざまな活動を行っている山羊に関する全国規模では唯一の組織です（平成 20 年現在の会員数：個人 384 名と 14 団体）。

具体的な活動としては、毎年「全国山羊サミット」を開催し、山羊の多面的な利活用に関する意見交換と関係者の交流を行うとともに、会報「ヤギの友」を年 2 回発行するほか、ホームページ上で山羊に関する情報交換などの活動を行っています。

4 山羊飼育の状況

わが国では、かつて約 70 万頭に及ぶ山羊が飼育され、農村地域における国民の貴重な栄養供給源として重要な役割を果たしました。昭和 40 年代以降、農業近代化によって牛乳や豚肉の生産が拡大するに従って山羊の飼育頭数は減少しました。

一方、国外に目を転ずれば、世界的な食料不足を背景にアフリカやアジアを中心に小型草食家畜（山羊等）の飼育頭数が増加傾向になっており、牛飼育頭数を上回っています。

わが国においても人の食料と競合することなく豊富な草を利用して乳や肉を生産できる山羊の飼育が見直され、また、牛乳アレルギーや山羊乳独特の風味を好む消費者などから山羊乳やその乳製品などの安定供給を求められています。

加えて、耕作放棄地等の解消手法として山羊放牧が試みられたり、学校教育において子供たちの情操教育などにも活用されています。

山羊は、季節繁殖のため秋に妊娠して春に分娩します。また、山野の豊富な草資源を利用して自然で良質な乳を生産できることが特徴です。雨が多く、乾草が作りにくい日本の気象条件下であっても放牧や刈り取った生草を給与することで「山羊乳」を生産できます。

現状の山羊飼育の多くは、中山間地農業の複合部門としての生産が主体ではありますが、一部には独立した畜産経営を指向する農業者も増えています。

近年、有機農業や資源循環型農業の重要性が理解されて来ましたが、そうした環境共生型の農業を推進するためにも山羊飼育の普及と山羊乳の生産拡大を図っていく必要があると考えます。